

離婚届を提出された方へ(ご案内)

離婚届を提出された方の市役所での主な手続きのご案内です。該当する項目のある方は、担当窓口で手続きをしてください。各手続きの詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。■の項目は、住民登録が終わってからの手続きになります。

◆くらしの手続きガイド

簡単な質問に答えるだけで必要な手続き、持ち物、窓口の場所をご確認いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

お問い合わせ 安城市役所 安城市桜町18番23号 電話: 0566-76-1111(代表)



項目	内容	持ち物	担当
子どもの戸籍の変更	離婚届を提出しただけではお子さんの戸籍は変更しません。戸籍の変更を希望する方は手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。	窓口2 (本庁舎1階) 市民課 届出係 電話 71-2268
マイナンバーカード	氏に変更になる方は、手続きをしてください。	・マイナンバーカード	
児童手当	今後の養育状況を確認する必要がありますので、窓口までお越しください。	担当にお問い合わせください。	窓口3 (本庁舎1階) 子育て支援課 子育て支援係 電話 71-2227
児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	児童の年齢が18歳以下(18歳に達した年度末まで)の場合が対象です。ただし、児童扶養手当のみ児童が重度、中度の障害がある場合は、児童の年齢が20歳に達するまで対象です。	・本人確認書類 ※面談が必要となります。 担当にお問い合わせください。	窓口4 (本庁舎1階) 子育て支援課 子育て支援係 電話 71-2229
保育園 認定こども園 幼稚園	入園している児童がいる方は、各園へお問い合わせください。		窓口6 (本庁舎1階) 保育課 入園係 電話 71-2228
医療費受給者証	氏・保護者が変更になる方は手続きをしてください。	・現在お持ちの受給者証	窓口8 (本庁舎1階) 国保年金課 医療係 電話 71-2232
福祉医療	母子・父子家庭医療の該当になる場合があります。詳細はお問い合わせください。	担当にお問い合わせください。	
後期高齢者医療	氏に変更になる方は手続きをしてください。	・後期高齢者医療被保険者証 ・限度額適用認定証等(お持ちの方のみ)	
国民健康保険	<p><現在加入している方> 氏に変更になる方や世帯が変更になる方は手続きが必要です。</p> <p><新規で加入する方> 健康保険等の扶養から外れる場合は、新たに国民健康保険に加入する手続きが必要です。</p>	<p>・国民健康保険被保険者証 ・高齢受給者証(お持ちの方のみ) ・限度額適用認定証等(お持ちの方のみ)</p> <p>・健康保険資格喪失証明書等 ・身分証明書 ・マイナンバーカード又は通知カード ※振替口座の登録・変更は、通帳印と口座内容のわかるものをお持ちください。</p>	窓口9 (本庁舎1階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230
年金	氏に変更になる方は手続きを確認する必要がありますので、窓口までお越しください。第3号被保険者の方で扶養から外れる場合は、新たに国民年金第1号に加入する手続きが必要です。	<p>詳細はお問い合わせください。</p> <p>・本人確認書類または年金手帳・年金証書</p>	窓口10 (本庁舎1階) 国保年金課 年金係 電話 71-2231
介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方で、氏に変更になる方は手続きをしてください。	<p>・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方のみ) ・負担限度額認定証等(お持ちの方のみ)</p>	窓口47 (北庁舎1階) 高齢福祉課 介護給付係 電話 71-2226

項目	内容	持ち物	担当
障害(児)者福祉	障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方で氏が変わる方は、手帳・手当等の変更をしてください。	・障害者手帳 ・マイナンバーの確認できる書類	窓口38 (北庁舎1階) 障害福祉課 障害福祉係 電話 71-2225 FAX 74-6789
特別児童扶養手当	受給されている方が変更になる場合は、手続きが必要です。	担当にお問い合わせください。	
障害福祉サービス	障害福祉サービスを受給されている方で氏が変わる方は手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。	窓口39 (北庁舎1階) 障害福祉課 障害給付係 電話 71-2259 FAX 74-6789
更生医療・育成医療	自立支援医療(更生医療・育成医療)に該当する方で氏が変わる方は、手続きをしてください。	・現在お持ちの自立支援医療受給者証	
犬の登録	飼い主が変わる方は、手続きをしてください。手続きには犬の情報(名前、種類、生年月日)と犬の新旧所有者の情報(住所、氏名)が必要です。	・犬の登録鑑札 ・狂犬病予防注射済票	窓口53 (北庁舎2階) 環境都市推進課 環境衛生係 電話71-2206
市営霊園	市営霊園の使用者が変わる方は、手続きをしてください。	・墓所使用許可書 ・新旧使用者の関係性が分かる書類(火葬許可証、戸籍等) ・住民票の写し(市外の方のみ)	
固定資産税	固定資産(土地・家屋等)をお持ちの方又はその送付先もしくは納税管理人となっている方で、送付先又は納税管理人の変更を希望される場合、手続きが必要です。		窓口57 (北庁舎2階) 資産税課 家屋係 電話 71-2215
	未登記家屋を所有しており、名義変更を希望される場合は、手続きが必要です。なお、土地及び登記がある家屋の名義変更は、法務局で手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。	
市税の口座振替	市税振替口座の登録は継続されます。振替口座の変更・廃止を希望される場合は、手続きが必要です。	・通帳又は口座内容の確認できるもの ・通帳印	窓口60 (北庁舎2階) 納税課 管理係 電話 71-2216
市営住宅	入居されている方で世帯の変更がある方は、手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。	窓口65 (北庁舎3階) 建築課 市営住宅係 電話 71-2240
児童クラブ	変更届および育成料減免申請書を児童クラブ又はあんぱ〜くに提出してください。		子育て支援課 児童クラブ係 (あんぱ〜く) 大東町 電話 72-2319
小・中学校	保護者、児童・生徒の氏が変わった場合は、在籍校で手続きをしてください。		学校教育課 学事係 (教育センター3階) <横山町> 電話 71-2254
	義務教育を受けるための経済的な援助(就学援助)が必要になる方は、申請をしてください。	在籍の学校又は担当にお問い合わせください。	
水道	使用者の名義が変わる場合は、変更の手続きをしてください。	担当にお問い合わせください。	水道業務課 水道お客様窓口 (西庁舎1階) 電話 71-2249
図書館利用者カード	利用者カードをお持ちの方で氏・住所等が変わる方は、手続きをしてください。	・本人確認書類 (変更後の氏・住所等が確認できるもの)	アンフォーレ課 (図書情報館) 御幸本町 電話 76-6111